

大田市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

大田市長 楢野弘和

大田市規則第56号の2

大田市事務分掌規則の一部を改正する規則

大田市事務分掌規則（平成17年大田市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

部	課、室、場又は署	担当又は係
政策企画部	政策企画課	秘書係、総務管理係、政策企画係、広報広聴係
	まちづくり定住課	まちづくり推進係、定住交通係
	情報企画課	情報企画係、電子行政係、調査統計係
総務部	危機管理課	安全防災係
	総務課	総務管理係、庶務交流係、法令係
	人事課	人事給与係
	財政課	財政係、行革推進係
	管財課	財産管理係、入札係、工事検査係
	税務課	市民税係、資産税係、徴収係
	人権推進課	人権推進係、男女共同参画係、市民相談係
健康福祉部	地域福祉課	総務管理係、障がい者福祉係、保護係
	子育て支援課	子育て企画係、保育所係
	子ども家庭相談室	子育て支援係、子ども家庭相談係
	健康増進課	健康企画係、健康増進係、母子保健係
	新型コロナウイルスワクチン接種対策室	ワクチン接種体制整備担当
	医療政策課	医療政策係
	介護保険課	高齢者福祉係、介護保険係、介護保険認定係、指

		導監査係
	地域包括支援センター	地域包括支援係、医療介護連携係
環境生活部	市民課	記録係、市民係、保険年金係
	環境政策課	総務管理係、環境保全係、環境政策係
	衛生処理場	庶務係、業務第1係、業務第2係、不燃物係
産業振興部	産業企画課	総務管理係、企業誘致係、産業支援係
	観光振興課	観光振興係、観光施設係
	道の駅推進室	道の駅推進係
	農林水産課	農畜産振興係、水産・鳥獣係、担い手支援係、基盤整備係
	森づくり推進室	植樹祭推進係、森づくり推進係
建設部	事業推進課	総務管理係、国県事業推進係、用地係、地籍調査係
	都市計画課	都市計画係
	区画整理推進室	事業調整係、都市整備係
	建築営繕課	建築指導係、営繕第1係、営繕第2係、住宅係
	土木課	工務係、維持係、施設管理係
上下水道部	管理課	管理係、業務係
	水道課	
	下水道課	建設第1係、建設第2係、施設管理係
消防部	総務課	庶務係、経理係
	予防課	予防係、危険物係
	警防課	救急係、警防係
	通信指令課	通信指令1係、通信指令2係
	大田消防署	救急救助1係、救急救助2係、消防1係、消防2係、予防1係、予防2係
	三瓶出張所	
	西部消防署	警防1係、警防2係、予防1係、予防2係、消防1係、消防2係

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

政策企画部

政策企画課

秘書係

- (1) 市長及び副市長の秘書に関する事。
- (2) 市長会等に関する事。
- (3) 市人会等に関する事。
- (4) 栄典、表彰に関する事。
- (5) 陳情、請願等の受付及び処置に関する事。
- (6) 後援名義の使用許可に関する事。

総務管理係

- (1) 部内の連絡調整に関する事。
- (2) 部内の予算経理に関する事。
- (3) 部内の事務用品の交付及び保管に関する事。
- (4) 部内文書の收受及び発送に関する事。
- (5) 部内職員の服務に関する事。

政策企画係

- (1) 市行政の総合的な調整に関する事。
- (2) 政策企画会議及び部課長会議に関する事。
- (3) 大田市総合計画の進行管理に関する事。
- (4) 大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等の進行管理に関する事。
- (5) 施策の総合的な調整及び進行管理に関する事。
- (6) 過疎及び辺地対策に関する事。
- (7) 合併調整に関する事。

広報広聴係

- (1) 広報、広聴に関する事。
- (2) ホームページ等の企画及び調整に関する事。
- (3) 報道機関との連絡調整に関する事。
- (4) 市誌に関する事。

まちづくり定住課

まちづくり推進係

- (1) 持続可能なまちづくりに関する事。

- (2) まちづくりセンターに関する事。
- (3) まちづくり活動の支援に関する事。
- (4) NPO法人に関する事。
- (5) 空き校舎の利活用に関する事。
- (6) 支所との連絡及び調整に関する事。

定住交通係

- (1) 定住施策の企画及び促進に関する事。
- (2) 田舎ツーリズムの推進に関する事。
- (3) 交通施策の企画及び調整に関する事。
- (4) 地方バス路線の維持及び対策に関する事。
- (5) 市営バスの運行等に関する事。
- (6) その他交通運輸（JR、バス、空港）に関する事。
- (7) 駅集会所（静間、久手、波根）の管理に関する事。
- (8) 駐輪場及び駐車場の管理に関する事。
- (9) ふるさと納税に関する事。
- (10) 婚活支援事業に関する事。

情報企画課

情報企画係

- (1) 地域情報化の推進に関する事。
- (2) 情報通信技術の利活用の促進に関する事。
- (3) 地域公共ネットワーク（自営光網）の維持管理に関する事。

電子行政係

- (1) 電子自治体の推進に関する事。
- (2) 情報システム開発の調整に関する事。
- (3) 情報システムの処理業務に関する事。
- (4) 情報システムの保守点検に関する事。
- (5) 情報セキュリティに関する事。

調査統計係

- (1) 統計調査に関する事。
- (2) 市勢要覧及び統計書に関する事。

総務部

危機管理課

安全防災係

- (1) 危機管理に関する事。
- (2) 水難救済会救難所に関する事。
- (3) 交通安全対策の企画、推進及び連絡調整に関する事。
- (4) 防犯対策に関する事。

総務課

総務管理係

- (1) 部内の連絡調整に関する事。
- (2) 部内の予算経理に関する事。
- (3) 部内の事務用品の交付及び保管に関する事。
- (4) 部内文書の収受及び発送に関する事。
- (5) 部内職員の服務に関する事。

庶務交流係

- (1) 市の境界並びに町及び字に関する事。
- (2) 自治会の合併・分割等に関する事。
- (3) 地縁団体の認可に関する事。
- (4) 市民総合災害賠償に関する事。
- (5) 庁中儀式に関する事。
- (6) 市章等に関する事。
- (7) 公印に関する事。
- (8) 文書の収受、発送、配布、編さん及び保存に関する事。
- (9) 書庫の管理に関する事。
- (10) 郵便料金に関する事。
- (11) 自衛官の募集に関する事。
- (12) 漂流物に関する事。
- (13) 国際交流の推進に関する事。
- (14) 国内外の都市交流に関する事。
- (15) 姉妹・友好都市交流に関する事。
- (16) 多文化共生に関する事。

(17) 他課の主管に属しないこと。

法令係

(1) 議会の招集及び議案に関すること。

(2) 議決事項の報告に関すること。

(3) 条例、規則、規程等の審査及び制定、改廃に関すること。

(4) 法令審査会に関すること。

(5) 固定資産評価審査委員会に関すること。

(6) 情報公開及び個人情報保護に関すること。

(7) 行政不服審査会に関すること。

(8) 市長の資産公開に関すること。

(9) 行政手続に関すること。

(10) 契約その他民事関係事案の審査に関すること。

(11) 訴訟及び審査請求に関すること。

人事課

人事給与係

(1) 職員の任免に関すること。

(2) 職員の分限及び懲戒に関すること。

(3) 職員の服務に関すること。

(4) 職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。

(5) 職員の定数及び配置に関すること。

(6) 行政組織に関すること。

(7) 職員の給与等に関すること。

(8) 職員の研修に関すること。

(9) 職員の人事評価に関すること。

(10) 職員団体に関すること。

(11) 職員の表彰に関すること。

(12) 特別職報酬等審議会に関すること。

(13) 他の任命権者との総合調整の結果に基づく職員の人事に関すること。

(14) 市議会の同意等を要する特別職の任命に関すること。

(15) 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。

- (16) 職員の公務災害補償に関すること。
- (17) 島根県市町村職員共済組合及び島根県市町村総合事務組合に関すること。
- (18) 職員の健康保険、厚生年金及び雇用保険に関すること。
- (19) 事務改善及び執務環境の改善に関すること。

財政課

財政係

- (1) 予算の編成に関すること。
- (2) 予算の執行調整に関すること。
- (3) 地方交付税、地方譲与税及び各種交付金に関すること。
- (4) 市債及び借入金に関すること。
- (5) 財政計画及び財政状況の公表に関すること。
- (6) 決算上の重要施策の成果、その他執行実績に関すること。

行革推進係

- (1) 行財政改革に関すること。
- (2) 地方分権及び権限移譲に関すること。

管財課

財産管理係

- (1) 市有財産の総括管理に関すること。
- (2) 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (3) 普通財産の登記に関すること。
- (4) 公共施設の適正化の推進に関すること。
- (5) 指定管理者制度に関すること。
- (6) 土地開発基金に関すること。
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務に関する
こと。
- (8) 庁舎管理に関すること。
- (9) 庁内各部課等の配置及び会議室の使用に関すること。
- (10) 庁内内線電話に関すること。
- (11) 庁内放送に関すること。
- (12) 宿日直に関すること。

- (13) 普通公用自動車の維持管理に関すること。
- (14) 軽公用自動車の車検点検に関すること。
- (15) 全国市有物件災害共済会に関すること。
- (16) 車両保険に関すること。

入札係

- (1) 入札参加資格審査に関すること。
- (2) 入札に関すること。

工事検査係

- (1) 工事に係る検査に関すること。

税務課

市民税係

- (1) 市税（固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税を除く。）の賦課、調定並びに審査請求及び減免申請の処理に関すること及び国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課、調定に関すること。

資産税係

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課、調定並びに審査請求及び減免申請の処理に関すること。
- (2) 土地、家屋及び償却資産課税台帳に関すること。
- (3) 固定資産評価に関すること。
- (4) 課税明細発行に関すること。
- (5) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。

徴収係

- (1) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収に関すること。
- (2) 市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納処分に関すること。
- (3) 市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。
- (4) 還付及び返還金に関すること。
- (5) 督促及び滞納及び欠損処分に関すること。

- (6) 納税意識の啓発に関する事。
- (7) 徴収の囑託及び受託に関する事。

人権推進課

人権推進係

- (1) 人権施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 人権啓発の推進に関する事。
- (3) 同和対策事業（他課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (4) 隣保館に関する事。
- (5) 同和関係団体に関する事。
- (6) 人権擁護に関する事。
- (7) 住宅新築資金等貸付金の償還事務に関する事。
- (8) 社会人権・同和教育の指導者及び推進者の育成に関する事。

男女共同参画係

- (1) 男女共同参画推進に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 課内庶務に関する事。

市民相談係

- (1) 市民相談に関する事。
- (2) 消費者行政に関する事。
- (3) 消費生活センターに関する事。

健康福祉部

地域福祉課

総務管理係

- (1) 地域福祉施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 社会福祉協議会及びその他社会福祉団体に関する事。
- (3) 被災者生活再建支援金に関する事。
- (4) 民生児童委員及び生活相談員に関する事。
- (5) 福祉バスに関する事。
- (6) 部内の連絡調整・予算経理に関する事。
- (7) 部内の事務用物品の交付・保管に関する事。

- (8) 部内文書の収受及び発送に関すること。
- (9) 部内職員の服務に関すること。
- (10) 厚生統計に関すること。

障がい者福祉係

- (1) 障がい者福祉施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 障がい者福祉団体に関すること。
- (3) 特別児童扶養手当に関すること。
- (4) 特別障がい者手当等に関すること。
- (5) 知的障がい者福祉に関すること。
- (6) 身体障がい者福祉に関すること。
- (7) 精神障がい者福祉に関すること。
- (8) 障がい者総合支援法に関すること。

保護係

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 行旅病人及び行路困窮者に関すること。

子育て支援課

子育て企画係

- (1) 子育て施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (3) 公立保育所再編基本計画に関すること。
- (4) 保育所等の認可・確認に関すること。
- (5) 公立保育所及び地域型保育事業所の指導監査に関すること。
- (6) 子育て支援情報発信に関すること。
- (7) 少子化対策に関すること。
- (8) 課内庶務に関すること。

保育所係

- (1) 保育所等の入所調整に関すること。
- (2) 保育所等への委託費・給付費の支払いに関すること。
- (3) 保育料等の賦課・徴収に関すること。
- (4) 公立保育所の運営に関すること。

- (5) 私立保育所・認定こども園の指導監査に関する事。

子ども家庭相談室

子育て支援係

- (1) 児童の健全育成に関する事。
- (2) 子育て支援に関する事。
- (3) 児童手当に関する事。
- (4) 児童扶養手当に関する事。
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事。
- (6) 児童福祉施設に関する事。
- (7) 放課後児童クラブに関する事。

子ども家庭相談係

- (1) 児童虐待防止に関する事。
- (2) ファミリーサポートセンターに関する事。
- (3) 青少年市民会議に関する事。
- (4) 心身障がい児小規模療養活動に関する事。
- (5) いじめ問題調査委員会に関する事。
- (6) 地域子育て支援センターに関する事。
- (7) 子ども・若者支援事業に関する事。

健康増進課

健康企画係

- (1) 保健計画の推進、企画、調整に関する事。
- (2) 予防接種に関する事。
- (3) 感染症に関する事。
- (4) 保健センターの管理に関する事。
- (5) 献血の推進に関する事。
- (6) 課内庶務に関する事。

健康増進係

- (1) 健康増進事業に関する事。
- (2) 歯科保健（成人保健）に関する事。
- (3) 食育推進（成人保健）に関する事。
- (4) 精神保健福祉に関する事。

母子保健係

- (1) 母子健康包括支援センターに関すること。
- (2) 母子保健事業に関すること。
- (3) 歯科保健（母子保健）に関すること。
- (4) 食育推進（母子保健）に関すること。

新型コロナウイルスワクチン接種対策室

ワクチン接種体制整備担当

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種に関すること。
- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備に関すること。

医療政策課

医療政策係

- (1) 地域医療の総合的な企画、調整に関すること。
- (2) 次代を担う医療スタッフの確保に関すること。
- (3) 市所有の診療所に関すること。
- (4) 市立病院への支援等に関すること。

介護保険課

高齢者福祉係

- (1) 高齢者福祉の推進に関する企画及び調整に関すること。
- (2) 老人福祉法による措置、給付及び費用徴収に関すること。
- (3) 老人福祉法等による施設の管理運営に関すること。

介護保険係

- (1) 介護保険事業計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連携、調整に関すること。
- (3) 苦情処理、各種相談に関すること。
- (4) 被保険者の資格管理に関すること。
- (5) 保険料賦課に関すること。
- (6) 保険給付に関すること。

介護保険認定係

- (1) 要介護認定に関すること。

指導監査係

- (1) 社会福祉法人等の許認可に関すること。
- (2) 社会福祉法人等の指導監査に関すること。

地域包括支援センター

地域包括支援係

- (1) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (2) 地域支援事業に関すること。

医療介護連携係

- (1) 医療介護連携に関すること。

環境生活部

市民課

記録係

- (1) 戸籍その他各種台帳の整備に関すること。
- (2) 人口動態調査に関すること。
- (3) 犯罪人、成年被後見人及び破産者の名簿記載整備に関すること。
- (4) 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条第1項の規定に基づく報告に関すること。
- (5) 船員法の事務取扱に関すること。

市民係

- (1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に関する届出の受付並びに謄抄本の写し、証明書等の作成及び交付に関すること。
- (2) 印鑑登録に関すること。
- (3) 諸証明事務取扱要領に基づく証明事務に関すること。
- (4) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (5) 埋火葬の許可証の交付に関すること。
- (6) 行旅死亡人に関すること。
- (7) 来庁者の受付及び案内に関すること。
- (8) 人口異動調査に関すること。
- (9) 旅券の交付事務に関すること。
- (10) マイナンバーカード等の交付に関すること。

保険年金係

- (1) 国民健康保険に関する事。
- (2) 後期高齢者医療制度に関する事。
- (3) 医療費助成に関する事。
- (4) 日雇健康保険に関する事。
- (5) 国民年金に関する事。

環境政策課

総務管理係

- (1) 環境政策の総合的な計画及び調整に関する事。
- (2) 一般廃棄物処理基本計画に関する事。
- (3) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関する事。
- (4) 環境及び衛生関係団体に関する事。
- (5) 部内庶務に関する事。

環境保全係

- (1) 環境の保全に関する事。
- (2) 自然環境の保護に関する事。
- (3) 公害防止に関する事。
- (4) 飲用井戸等に関する事。
- (5) 葬斎場の管理に関する事。
- (6) 狂犬病予防及び動物愛護に関する事。
- (7) ごみの減量化とリサイクル推進に関する事。

環境政策係

- (1) 地球温暖化対策に関する事。
- (2) 再生可能エネルギーの推進に関する事。
- (3) 省エネルギーの推進に関する事。
- (4) 墓地の管理及び埋葬等に関する事。

衛生処理場

庶務係

- (1) 使用料及び手数料に関する事。
- (2) 可燃性一般廃棄物の共同処理に関する事。
- (3) 処理場関連に係る地域調整に関する事。

(4) 庶務に関すること。

業務第1係

(1) し尿の収集処理に関すること。

(2) し尿処理施設に関すること。

(3) し尿収集業者との連絡調整に関すること。

(4) 夜間・休日のし尿処理施設に関すること。

業務第2係

(1) 可燃物中間処理施設に関すること。

(2) 可燃性一般廃棄物の収集、運搬に関すること。

(3) 塵芥収集車に関すること。

(4) 持込みごみの受付及び計量に関すること。

(5) 可燃ごみ収集業務に関すること。

(6) 可燃搬入ごみの分別指導・ごみ収集作業等に関すること。

不燃物係

(1) 不燃物処理場の管理に関すること。

(2) 不燃ごみ、不燃粗大ごみの処理に関すること。

(3) リサイクルセンターの管理及び再資源化に関すること。

産業振興部

産業企画課

総務管理係

(1) 部内の連絡調整に関すること。

(2) 部内の予算経理に関すること。

(3) 部内の事務用品の交付及び保管に関すること。

(4) 部内文書の收受及び発送に関すること。

(5) 部内職員の服務に関すること。

企業誘致係

(1) 企業誘致に関すること。

(2) 新工業用地の整備・検討に関すること。

(3) 工業団地の管理に関すること。

産業支援係

(1) 産業人材の育成・確保に関すること。

- (2) 産業振興の総合的な企画及び調整に関する事。
- (3) 商工業関係団体に関する事。
- (4) 中小企業金融対策に関する事。
- (5) 労働福祉に関する事。
- (6) 労働施設の管理に関する事。
- (7) ロード銀山の管理運営に関する事。
- (8) 創業支援に関する事。
- (9) 商店街等活性化に関する事。
- (10) 天領さん実行委員会に関する事。
- (11) 中心市街地活性化に関する事。
- (12) 地場産業の振興に関する事。
- (13) 物産の紹介及びあっせん、販路拡大に関する事。
- (14) 地産地消の推進に関する事。

観光振興課

観光振興係

- (1) 地域おこし協力隊に関する事。
- (2) 観光誘客支援事業に関する事。
- (3) 大田市観光協会との連携、支援に関する事。
- (4) 大田市観光協会業務委託に関する事。
- (5) インバウンド推進事業に関する事。
- (6) 健康保養都市おおだプロジェクトに関する事。
- (7) 石見の国おおだ観光大使に関する事。
- (8) マスコットキャラクター、ロゴマークに関する事。
- (9) 国立公園満喫プロジェクトに関する事。
- (10) 課内庶務に関する事。

観光施設係

- (1) 旧大田市保養施設管理公社に関する事。
- (2) 指定管理施設に関する事。
- (3) 公共施設の適正化の推進に関する事。
- (4) 石見銀山龍源寺間歩の管理に関する事。
- (5) 観光施設の管理に関する事。

- (6) 温泉施設の管理に関する事。
- (7) 観光看板に関する事。
- (8) 植樹管理（三瓶山公園線、久手清滝）に関する事。
- (9) 交付金、分湯料ほか歳入に関する事。

道の駅推進室

道の駅推進係

- (1) 仁摩地区道の駅整備に係る調整全般に関する事。

農林水産課

農畜産振興係

- (1) 農業振興の企画及び調整に関する事。
- (2) 農産、園芸振興に関する事。
- (3) 地産地消に関する事。
- (4) 6次産業化に関する事。
- (5) 環境にやさしい農業に関する事。
- (6) 畜産振興に関する事。
- (7) 家畜保健衛生に関する事。
- (8) 牧野の管理に関する事。
- (9) 中山間地域農業に関する事。
- (10) 荒廃農地対策に関する事。
- (11) 農作物被害対策に関する事。
- (12) 農業振興地域の整備、更新に関する事。
- (13) 農業・畜産施設の管理に関する事。
- (14) 農畜産団体に関する事。
- (15) 農地保全に関する事。
- (16) 農地中間管理事業に関する事。
- (17) 水田フル活用の推進に関する事。
- (18) 経営所得安定対策に関する事。
- (19) 産学官連携推進に関する事。

水産・鳥獣係

- (1) 漁業の担い手育成に関する事。
- (2) 漁港、港湾施設の整備計画、維持管理及び事業の執行に

関すること。

- (3) 海岸保全事業の整備計画、維持管理及び事業の執行に関すること。
- (4) 漁業施設の整備に関すること。
- (5) 漁場整備に関すること。
- (6) 栽培漁業に関すること。
- (7) 水産業制度資金に関すること。
- (8) 水産団体に関すること。
- (9) 水産施設の管理に関すること。
- (10) 有害鳥獣防除対策に関すること。
- (11) 有害鳥獣駆除に関すること。
- (12) 野生鳥獣に関すること。
- (13) 各種協議会に関すること。
- (14) 6次産業化に関すること。
- (15) 産学官連携推進に関すること。

担い手支援係

- (1) 農業の担い手育成、確保に関すること。
- (2) 認定農業者の認定、支援に関すること。
- (3) 営農法人の設立、支援に関すること。
- (4) 人・農地プランに関すること。
- (5) 新規就農者に関すること。
- (6) 担い手労力サポートに関すること。
- (7) 農外企業参入に関すること。
- (8) 農業資金制度に関すること。
- (9) 産学官連携推進に関すること。

基盤整備係

- (1) 土地改良及び基盤整備に係る説明、調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (2) 耕地災害復旧事業の受付、調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 漁港及び港湾の工事（災害復旧工事を含む。）の調査、

設計、施工及び監督に関すること。

- (4) 海岸保全事業（漁港、港湾及び農地海岸）の調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (5) 林道（災害復旧）に関する調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (6) 林地崩壊防止事業に関すること。
- (7) 県営治山事業、地すべり対策事業（林野庁所管）に関すること。
- (8) 農道・林道に係る維持管理に関すること、ただし除雪除く。
- (9) 農業用施設維持補修に関すること。
- (10) 農道、林道に係る許認可業務等（占用、施行承認、交通規制、境界確定）に関すること。
- (11) 農地地すべり対策に関すること。
- (12) 農業用施設管理（基盤施設）に関すること。
- (13) 産学官連携推進に関すること。

森づくり推進室

植樹祭推進係

- (1) 全国植樹祭に関すること。

森づくり推進係

- (1) 森林・林業・木材産業政策の企画及び立案に関すること。
- (2) 大田市未来につなぐ森づくり構想の推進に関すること。
- (3) 地域森林計画に関すること。
- (4) 林業の経営に関すること。
- (5) 森林の管理に関すること。
- (6) 林地台帳に関すること。
- (7) 木材産業の振興に関すること。
- (8) 林業の担い手に関すること。
- (9) 市有林及び市行造林に関すること。
- (10) 公社造林に関すること。
- (11) 森林への理解の促進に関すること。

- (1 2) 森林病虫害に関する事。
- (1 3) 特用林産物振興に関する事。
- (1 4) 火入れの許可に関する事。
- (1 5) 森林環境譲与税に関する事。
- (1 6) 新たな森林管理システムに関する事。

建設部

事業推進課

総務管理係

- (1) 部内の連絡調整に関する事。
- (2) 部内の予算経理に関する事。
- (3) 部内の事務用品の交付及び保管に関する事。
- (4) 部内文書の收受及び発送に関する事。
- (5) 部内職員の服務に関する事。

国県事業推進係

- (1) 国県事業に係わる地元調整に関する事。
- (2) 国県事業に係わる受益者負担に関する事。
- (3) 国県道路期成同盟会等に関する事。

用地係

- (1) 事業に関連する用地の取得及び借入並びに地上物件の移転及び補償に関する事。
- (2) 事業に関連する用地の登記に関する事。
- (3) 土地収用に関する事。
- (4) 地価公示法に関する事。
- (5) 所有者不明土地法に関する事。

地籍調査係

- (1) 地籍調査に関する事。

都市計画課

都市計画係

- (1) 都市計画の企画及び運営に関する事。
- (2) 街路の計画、調査、設計、施工及び監督に関する事。
- (3) 都市公園の計画、調査、設計、施工及び監督に関する事。

と。

- (4) 都市公園の維持管理に関する事。
- (5) 屋外広告物条例に基づく許可等に関する事。
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項に基づく許可等に関する事。
- (7) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく路外駐車場設置の届出受理等に関する事。
- (8) 用途地域証明に関する事。
- (9) 景観計画の策定及び進行管理に関する事。
- (10) 土地区画整理事業に関する事。
- (11) 大田市駅周辺の都市再生整備計画に関する事。
- (12) 民間開発事業に対する行政指導に関する事。
- (13) 国土利用計画法に基づく届出に関する事。
- (14) 都市計画法による開発行為許可申請書の審査等に関する事。
- (15) 国土利用計画法に基づく遊休土地に関する事。
- (16) 租税特別措置法に基づく低未利用地等の確認に関する事。
- (17) 他の部課等より依頼された委託工事の調査、設計、施工及び監督に関する事。

区画整理推進室

事業調整係

- (1) 土地区画整理事業の計画に関する事。
- (2) 土地区画整理事業の推進に関する事。
- (3) 土地区画整理審議会に関する事。
- (4) 土地区画整理評価員会に関する事。
- (5) 土地区画整理施工区域内の建設等の許可事務に関する事。
- (6) 大田市駅周辺の都市再生整備計画に関する事。

都市整備係

- (1) 土地区画整理事業の計画に関する事。

- (2) 土地区画整理事業の推進に関する事。
- (3) 土地区画整理審議会に関する事。
- (4) 土地区画整理評価員会に関する事。
- (5) 土地区画整理施工区域内の建設等の許可事務に関する事。
- (6) 大田市駅周辺の都市再生整備計画に関する事。

建築営繕課

建築指導係

- (1) 建築基準法に関する事（限定特定行政庁の事務）。
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する事。
- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する事。
- (4) 都市の低炭素化の促進について建築物に関する事。
- (5) 建築物のエネルギー消費性能向上に関する事。
- (6) 建築工事に係る資材の再資源化等に関する事。
- (7) 空家等対策の推進に関する事。

営繕第1係

- (1) 公共施設の適正化の推進に関する事。
- (2) 空家等の調査に関する事。
- (3) 市営住宅の長寿命化に関する事。
- (4) 建築物及び付帯施設の営繕に関する事。
- (5) 他の部課等より依頼された建築工事の調査、設計、施工及び監督に関する事。
- (6) 他の部課等より依頼された建築物の調査報告業務に関する事。

営繕第2係

- (1) 公共施設の適正化の推進に関する事。
- (2) 空家等対策の推進に関する事。
- (3) 空家等の調査に関する事。
- (4) 建築物及び付帯施設の営繕に関する事。
- (5) 他の部課等より依頼された建築工事の調査、設計、施工及び監督に関する事。

- (6) 他の部課等より依頼された建築物の調査報告業務に関すること。

住宅係

- (1) 市営住宅の整備に関すること。
- (2) 市営住宅等の入居及び維持管理に関すること。
- (3) 市営住宅の譲渡処分に関すること。
- (4) 市営住宅の長寿命化に関すること。

土木課

工務係

- (1) 市道、市河川、用悪水路工事の調査、設計、工事及び監督に関すること。
- (2) 公共土木災害復旧工事の調査、設計、工事及び監督に関すること。
- (3) 治水に関すること。
- (4) 高規格幹線道路等関連周辺地域整備の調査、設計工事及び監督に関すること。
- (5) 他の部等より依頼された土木工事の調査、設計、施工及び監督に関すること。

維持係

- (1) 道路及び橋梁（点検を含む）の維持補修に関すること。
- (2) 河川及び用悪水路等の維持補修に関すること。
- (3) 除雪に関すること。
- (4) 公共土木災害の応急措置に関すること。
- (5) 各種調査に関すること。
- (6) 道路パトロールに関すること。
- (7) 橋梁長寿命化事業の修繕に関すること。

施設管理係

- (1) 市道、市河川、市道橋梁及び用悪水路等の占用又は使用に関すること。
- (2) 市道の通行禁止及び制限に関すること。
- (3) 土木工事施工承認に関すること。

- (4) 市道、市河川及び市道橋梁の台帳の整理に関する事。
- (5) 道路、河川愛護団に関する事。
- (6) 市道路線の認定、廃止及び変更に関する事。
- (7) 市道、市河川の境界調査及び紛争解決に関する事。
- (8) 法定外公共物の占有、用途廃止事務に関する事。
- (9) 道路事故賠償に関する事。
- (10) 樋門、防潮扉の点検、操作、報告に関する事。
- (11) 市道、市河川、市道橋梁及び用悪水路等の管理に関する事。

上下水道部

管理課

管理係

- (1) 下水道事業、農業集落排水施設、生活排水処理施設、営農飲雑用水施設、飲料水供給施設及び簡易給水施設の予算経理に関する事。

業務係

- (1) 下水道事業、農業集落排水施設、生活排水処理施設、営農飲雑用水施設、飲料水供給施設及び簡易給水施設の使用料金等の調定、徴収及び還付に関する事。

水道課

- (1) 営農飲雑用水施設の調査、設計、施工及び監督に関する事。
- (2) 営農飲雑用水施設の維持管理に関する事。
- (3) 飲料水供給施設の調査、設計、施工及び監督に関する事。
- (4) 飲料水供給施設の維持管理に関する事。
- (5) 簡易給水施設の調査、設計、施工及び監督に関する事。
- (6) 簡易給水施設の維持管理に関する事。

下水道課

建設第1係

- (1) 下水道事業の整備計画に関する事。

- (2) 公共下水道の調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 農業集落排水施設の調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (4) 生活排水処理施設の調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (5) 下水道台帳の整備に関すること。

建設第2係

- (1) 下水道事業の整備計画に関すること。
- (2) 公共下水道の調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 農業集落排水施設の調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (4) 生活排水処理施設の調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (5) 下水道台帳の整備に関すること。

施設管理係

- (1) 下水道の企画及び調整に関すること。
- (2) 排水設備の指定業者に関すること。
- (3) 課の所管に係る用地及び物件の取得並びに補償に関すること。
- (4) 合併処理浄化槽に関すること。
- (5) 公共下水道の維持管理に関すること。
- (6) 農業集落排水施設の維持管理に関すること。
- (7) 生活排水処理施設の維持管理に関すること。
- (8) 排水設備の調査、指導及び検査に関すること。
- (9) 水質管理に関すること。
- (10) 施設の占用及び行為の許可に関すること。

消防部

総務課

庶務係

- (1) 部内の組織機構に関すること。
- (2) 部内の条例、規則に関すること。

- (3) 公印の保管に関する事。
- (4) 部内の公文書の保存、廃棄に関する事。
- (5) 儀式及び表彰に関する事。
- (6) 消防統計及び消防沿革に関する事。
- (7) 要望及び投書の処理に関する事。
- (8) 消防長会及び消防協会に関する事。
- (9) 消防職員委員会に関する事。
- (10) 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- (11) 寄付の採納に関する事。
- (12) 消防職員の給与及び手当に関する事。
- (13) 消防職員の安全衛生管理に関する事。
- (14) 消防職団員の任免、分限、懲戒及び服務に関する事。
- (15) 消防職団員の福利厚生及び健康管理に関する事。
- (16) 消防職団員の教養、入校及び研修に関する事。
- (17) 消防職団員の人事記録に関する事。
- (18) 消防職団員の公務災害補償及び賞じゅつ金に関する事。
- (19) 消防団員の報酬及び退職報奨金に関する事。

経理係

- (1) 消防施策の総合計画に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 事務監査等に関する事。
- (4) 入札執行事務に関する事。
- (5) 契約に関する事。
- (6) 消防庁舎、施設の営繕に関する事。
- (7) 財産の取得及び処分に関する事。
- (8) 物品の購入、出納、保管及び処分に関する事。
- (9) 被服等貸与品に関する事。
- (10) 補助事業に関する事。

予防課

予防係

- (1) 火災予防の企画立案及び防火指導に関する事。
- (2) 火災予防広報及び広聴に関する事。
- (3) 火災の原因及び損害調査に関する事。
- (4) 防火対象物の査察及び措置命令に関する事。
- (5) 建築物の確認等の同意及び指導に関する事。
- (6) 火災、防火対象物の統計及び報告に関する事。
- (7) 消防用設備等の届出、検査及び指導に関する事。
- (8) 防火管理者の育成及び指導に関する事。
- (9) 各種防火団体の指導及び育成に関する事。

危険物係

- (1) 危険物災害防止の企画立案及び指導に関する事。
- (2) 危険物の規制、許認可、届出及び検査に関する事。
- (3) 危険物の貯蔵取扱い及び保安指導に関する事。
- (4) 危険物製造所等の改善及び指導に関する事。
- (5) 危険物保安監督者及び危険物取扱者の育成指導に関する事。
- (6) 危険物等による事故、災害等の調査及び報告に関する事。
- (7) 危険物関係の統計及び報告に関する事。
- (8) 火薬類の規制、許可、届出及び検査に関する事。
- (9) 高圧ガスの規制、許可、届出及び検査に関する事。
- (10) 液化石油ガスの規制、許可、届出及び検査に関する事。
- (11) 危険物保安協会の事務に関する事。

警防課

救急係

- (1) 救急業務の実施計画に関する事。
- (2) 救急統計及び報告に関する事。
- (3) 救急業務高度化の推進に関する事。
- (4) メディカルコントロール協議会に関する事。
- (5) 救急車両の設計及び仕様に関する事。

- (6) 応急手当の普及啓発に関する事。
- (7) 救急広報に関する事。
- (8) 医療機関との連絡調整に関する事。
- (9) ドクターヘリ、ドクターカーに関する事。
- (10) 保健及び災害医療に関する事。

警防係

- (1) 火災、地震及び風水害等の警戒及び防ぎよに関する事。
- (2) 消防基本計画に関する事。
- (3) 消防車両等の設計及び仕様に関する事。
- (4) 消防水利の設置、指定に関する事。
- (5) 消防訓練の計画及び指導に関する事。
- (6) 水防に関する事。
- (7) 消防相互応援協定に関する事。
- (8) 救急消防援助隊に関する事。
- (9) 島根県防災ヘリコプターに関する事。
- (10) 防災関係機関との災害に係る連絡調整に関する事。
- (11) 救助統計及び報告に関する事。
- (12) 消防団車両、機械器具の維持及び管理に関する事。
- (13) 消防団の出動に関する事。

通信指令課

通信指令1係

- (1) 災害通報の受付及び出動指令に関する事。
- (2) 災害情報の収集及び連絡に関する事。
- (3) 消防通信の運用及び統制に関する事。
- (4) 消防通信施設等の整備計画及び管理に関する事。
- (5) 通報訓練及び技術の指導に関する事。
- (6) 救急医療情報の収集及び伝達に関する事。
- (7) 消防通信技術の調査研究に関する事。
- (8) 災害弱者緊急通報システムに関する事。
- (9) 消防通信の統計及び報告に関する事。
- (10) 通信業務に係る防火対象物等の支援情報及び資料作成

に關すること。

(1 1) 火災・災害等即報に關すること。

通信指令 2 係

- (1) 災害通報の受付及び出動指令に關すること。
- (2) 災害情報の収集及び連絡に關すること。
- (3) 消防通信の運用及び統制に關すること。
- (4) 消防通信施設等の整備計画及び管理に關すること。
- (5) 通報訓練及び技術の指導に關すること。
- (6) 救急医療情報の収集及び伝達に關すること。
- (7) 消防通信技術の調査研究に關すること。
- (8) 災害弱者緊急通報システムに關すること。
- (9) 消防通信の統計及び報告に關すること。
- (1 0) 通信業務に係る防火対象物等の支援情報及び資料作成に關すること。
- (1 1) 火災・災害等即報に關すること。

大田消防署

救急救助 1 係

- (1) 救急、救助活動及び報告に關すること。
- (2) 応急手当の指導に關すること。
- (3) 救急、救助資器材の管理、報告に關すること。
- (4) 救急、救助訓練に關すること。

救急救助 2 係

- (1) 救急、救助活動及び報告に關すること。
- (2) 応急手当の指導に關すること。
- (3) 救急、救助資器材の管理、報告に關すること。
- (4) 救急、救助訓練に關すること。

消防 1 係

- (1) 警防活動及び報告に關すること。
- (2) 消防車両、機械器具等の維持及び管理に關すること。
- (3) 職員の勤務編成、福利厚生等に關すること。
- (4) 消防車両等の燃料に關すること。

- (5) 罹災証明、救急証明その他軽易な証明に関する事。
- (6) 消防訓練（消防団含む）に関する事。
- (7) 職場見学及び体験に関する事。
- (8) 地理調査、消防水利点検整備及び報告に関する事。

消防2係

- (1) 警防活動及び報告に関する事。
- (2) 消防車両、機械器具等の維持及び管理に関する事。
- (3) 職員の勤務編成、福利厚生等に関する事。
- (4) 消防車両等の燃料に関する事。
- (5) 罹災証明、救急証明その他軽易な証明に関する事。
- (6) 消防訓練（消防団含む）に関する事。
- (7) 職場見学及び体験に関する事。
- (8) 地理調査、消防水利点検整備及び報告に関する事。

予防1係

- (1) 火災予防の活動、報告に関する事。
- (2) 自主防災組織の訓練指導に関する事。
- (3) 消防活動上支障となる施設及び設備の調査に関する事。
- (4) 大田市火災予防条例（平成17年大田市条例第223号）に関する事。
- (5) 警防計画に関する事。
- (6) 軽微な火災原因及び損害調査に関する事。
- (7) 気象情報及び火災気象警報に関する事。

予防2係

- (1) 火災予防の活動、報告に関する事。
- (2) 自主防災組織の訓練指導に関する事。
- (3) 消防活動上支障となる施設及び設備の調査に関する事。
- (4) 大田市火災予防条例（平成17年大田市条例第223号）に関する事。
- (5) 警防計画に関する事。
- (6) 軽微な火災原因及び損害調査に関する事。
- (7) 気象情報及び火災気象警報に関する事。

三瓶出張所

- (1) 大田消防署の各係に準ずる事務に関する事。

西部消防署

警防1係

- (1) 災害活動及び報告に関する事。
- (2) 応急手当の指導に関する事。
- (3) 救急、救助資器材の管理、報告に関する事。
- (4) 地理調査、消防水利点検整備及び報告に関する事。
- (5) 警防計画に関する事。

警防2係

- (1) 救急、救助活動の統計及び報告に関する事。
- (2) 応急手当の指導に関する事。
- (3) 救急、救助資器材の管理、報告に関する事。
- (4) 地理調査、消防水利点検整備及び報告に関する事。
- (5) 警防計画に関する事。

予防1係

- (1) 火災予防の活動、報告に関する事。
- (2) 自主防災組織の訓練指導に関する事。
- (3) 消防活動上支障となる施設及び設備の調査に関する事。
- (4) 火災予防条例に関する事。
- (5) 火災の原因及び損害調査に関する事。
- (6) 消防用設備等の設置指導に関する事。
- (7) 防火管理者の育成、指導に関する事。
- (8) 防火対象物の査察及び立入検査に関する事。
- (9) 建築物の確認等の同意及び指導に関する事。

予防2係

- (1) 火災予防の活動、報告に関する事。
- (2) 自主防災組織の訓練指導に関する事。
- (3) 消防活動上支障となる施設及び設備の調査に関する事。
- (4) 火災予防条例に関する事。
- (5) 火災の原因及び損害調査に関する事。

- (6) 消防用設備等の設置指導に関すること。
- (7) 防火管理者の育成、指導に関すること。
- (8) 防火対象物の査察及び立入検査に関すること。
- (9) 建築物の確認等の同意及び指導に関すること。

消防 1 係

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 職員の勤務編成、福利厚生等に関すること。
- (3) 消防車両等の燃料に関すること。
- (4) 罹災証明、救急証明その他軽易な証明に関すること。
- (5) 職場見学及び体験に関すること。
- (6) 消防車両、機械器具等の維持及び管理に関すること。
- (7) 緊急、救助訓練に関すること。
- (8) 消防訓練（消防団含む）に関すること。

消防 2 係

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 職員の勤務編成、福利厚生等に関すること。
- (3) 消防車両等の燃料に関すること。
- (4) 罹災証明、救急証明その他軽易な証明に関すること。
- (5) 職場見学及び体験に関すること。
- (6) 消防車両、機械器具等の維持及び管理に関すること。
- (7) 消防通信に関すること。
- (8) 消防訓練（消防団含む）に関すること。

出納室

出納係

- (1) 指定金融機関等に関すること。
- (2) 小切手の振出し及び公金の振替に関すること。
- (3) 歳入歳出に属する現金の記録保管に関すること。
- (4) 現金及び証券に関する帳簿及び書類の保管に関すること。
- (5) 出納員その他会計職員に関すること。
- (6) 支出負担行為の確認に関すること。
- (7) 決算の調製に関すること。

- (8) 歳入歳出外現金（有価証券を含む。）の出納保管並びに記録管理に関する事。
- (9) 各種基金の記録管理に関する事。
- (10) 法令に定める監査及び検査に関する事。
- (11) 物品の出納保管並びに記録管理に関する事。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

温泉津支所

市民生活課

市民生活係

- (1) 支所内庶務に関する事。
- (2) 支所内の連絡調整に関する事。
- (3) 自治会組織等に関する事。
- (4) 庁舎管理に関する事。
- (5) 宿日直に関する事。
- (6) 公用自動車に関する事。
- (7) 公印に関する事。
- (8) 文書の収受、発送、配布に関する事。
- (9) 地域防災、防犯に関する事。
- (10) 市営駐車場の管理に関する事。
- (11) 統計調査に関する事。
- (12) 市民相談に関する事。
- (13) 人権啓発の推進に関する事。
- (14) 支所内の出納に関する事。
- (15) 選挙事務に関する事。
- (16) 他課の所掌に属さない事。
- (17) 地域振興に関する事。
- (18) コミュニティ活動支援に関する事。
- (19) 大田市生活バスに関する事。
- (20) 埋火葬の許可証の交付に関する事。
- (21) 墓地埋葬に係る申請の受付に関する事。

- (22) 狂犬病予防に係る申請の受付に関する事。
- (23) 犬の登録、予防接種業務に関する事。
- (24) 廃棄物処理及びごみの減量化促進に関する事。
- (25) 児童生徒の転入学の受付に関する事。
- (26) 教育行政に係る連絡調整に関する事。
- (27) 戸籍、住民基本台帳に係る届出の受付及び印鑑登録に関する事。
- (28) マイナンバーカード等の交付に関する事。
- (29) 各種証明事務に関する事。
- (30) 軽自動車（原付）の登録、変更及びナンバー交付に関する事。
- (31) 公図の閲覧、交付に関する事。
- (32) 市税、国民健康保険料、水道料、住宅使用料等の徴収に関する事。
- (33) 税務関係相談に関する事。
- (34) 保健センターの管理に関する事。
- (35) 献血に関する事。
- (36) 母子手帳、健康手帳の交付に関する事。
- (37) 各種福祉に係る申請等の受付に関する事。（障がい者福祉関係・生保関係）
- (38) 福祉関係相談に関する事。
- (39) 国民健康保険被保険者資格に係る届出の受付及び保険者証の交付に関する事。
- (40) 国民年金被保険者の資格に係る届出の受付に関する事。
- (41) 医療費助成に係る申請の受付及び受給者証の交付に関する事。（国民健康保険）
- (42) 援護・恩給に関する事。
- (43) 福祉医療・乳児医療に関する事。
- (44) 保育所入所の相談及び受付に関する事。
- (45) 地域包括支援センターとの連絡調整に関する事。

- (46) 介護保険に係る各種申請の受付及び保険証等の交付に関すること。
- (47) 各種福祉に係る申請等の受付に関すること。(児童手当関係)
- (48) 老人福祉施設入所の相談及び受付に関すること。
- (49) 医療費助成に係る申請の受付及び受給者証の交付に関すること。(後期高齢者医療)

仁摩支所

市民生活課

市民生活係

- (1) 支所内庶務に関すること。
- (2) 支所内の連絡調整に関すること。
- (3) 自治会組織等に関すること。
- (4) 庁舎管理に関すること。
- (5) 宿日直に関すること。
- (6) 公用自動車に関すること。
- (7) 公印に関すること。
- (8) 文書の收受、発送、配布に関すること。
- (9) 地域防災、防犯に関すること。
- (10) 市営駐車場の管理に関すること。
- (11) 統計調査に関すること。
- (12) 市民相談に関すること。
- (13) 人権啓発の推進に関すること。
- (14) 支所内の出納に関すること。
- (15) 選挙事務に関すること。
- (16) 地域振興に関すること。
- (17) コミュニティ活動支援に関すること。
- (18) まちづくり委員会に関すること。
- (19) 健康公園、農村環境改善センターの受付に関すること。
- (20) 埋火葬の許可証の交付に関すること。
- (21) 墓地埋葬に係る申請の受付に関すること。

- (22) 狂犬病予防に係る申請の受付に関する事。
- (23) 犬の登録、予防接種業務に関する事。
- (24) 廃棄物処理及びごみの減量化促進に関する事。
- (25) 児童生徒の転入学の受付に関する事。
- (26) 教育行政に係る連絡調整に関する事。
- (27) 戸籍、住民基本台帳に係る届出の受付及び印鑑登録に関する事。
- (28) マイナンバーカード等の交付に関する事。
- (29) 各種証明事務に関する事。
- (30) 軽自動車（原付）の登録、変更及びナンバー交付に関する事。
- (31) 公図の閲覧、交付に関する事。
- (32) 市税、国民健康保険料、水道料、住宅使用料等の徴収に関する事。
- (33) 税務関係相談に関する事。
- (34) 保健センターの管理に関する事。
- (35) 予防接種に係る申請の受付に関する事。
- (36) 献血に関する事。
- (37) 各種福祉に係る申請等の受付及び相談に関する事。
- (38) 国民健康保険被保険者資格に係る届出の受付及び保険者証の交付に関する事。
- (39) 国民年金被保険者の資格に係る届出の受付に関する事。
- (40) 医療費助成に係る申請の受付及び受給者証の交付に関する事。
- (41) 援護・恩給に関する事。
- (42) 地域包括支援センターとの連絡調整に関する事。
- (43) 介護保険に係る各種申請の受付及び保険証等の交付に関する事。
- (44) 福祉医療・乳児医療に関する事。
- (45) 老人福祉施設入所の相談及び受付に関する事。

(46) 保育所入所の相談及び受付に関すること。

(47) 母子手帳、健康手帳の交付に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。